無垢な心
竹内街道で当麻寺へ向かう。大和は国のまほろばで、日本を創りあげた壮大な歴史の道のりである。
二上山の麓に来たとき、不思議な風景に囲まれていること気がついた。色彩豊かな秋の景色が消え、
グレイー色に包まれた景色のなかに自分が居ることを。その不思議な情景に吸い込まれ、長い時間置き石に座って無垢
の風景に酔っていた。殺伐とした世相のなかで生きる自分の心の乱れが、静かに洗われている気がした。そうだ! 来
月は師走。迎える素晴らしき新年に挑む、自分たちへの天の啓示だと想い、心から感動が胸一杯に込みあげてきた。
(奈良・二上山)
フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- ●「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます
- ●「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」のご提出をお願いします
- ●11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!
- ●協会けんぽからのお知らせ −会社も社員も健康に−健康経営セミナー
- ●「ねんきんネット」のご利用登録を!

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

~年末調整・確定申告まで大切に保管を!~

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。 その年の1月1日から12月31日までに納付された保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類を添付しなくてはいけません。このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。また、10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年(平成28年)の2月上旬に控除証明書が送付されます。

なお、ご本人の保険料だけでなく、世帯主が世帯(家族)の国民年金保険料を納めた場合も、その納付額を世帯主の社会保険料控除額に加えることができます。確定申告の際に、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、手続きしてください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」 についてのお問い合わせはこちらまで





0570-058-555(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144

- ※自動音声でご案内します。案内にしたがって「3|を押してください。
- ※一般電話からは市内通話料金でご利用いただけます。

受付期間

平成27年11月2日月~平成28年3月15日火

- 受付時間
- ●月曜日~金曜日:午前9:00~午後7:00
- ●第2土曜日:午前9:00~午後5:00
- ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日は、ご利用いただけません。





対象となる賞与

健康保険および厚生年金保険では、被保険者が労働の対償として受ける賃金・給与・俸給・手当等については、標準報酬の基礎としていますが、年末手当・ボーナス・賞与など、年間を通じて3回以下の回数で支給されるものは、標準報酬の基礎から除き、標準賞与額として保険料を賦課することになっています。

なお、年4回以上支給される賞与は、標準報酬を決定する基礎となる報酬の対象となります。また、給与規定等により、賞与を分割して毎月支給する場合についても同様の取り扱いとなりました(平成27年10月1日より適用)。

賞与支払届の提出

被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」を年金事務所に提出することになっています。算定基礎届と同様に、あらかじめ被保険者の氏名などが印字された届出用紙と賞与支払届総括表が、登録されている賞与支払予定月の前月に送られてきますので、支払年月日や賞与額などを記入して提出してください。なお、産前産後休業・育児休業に係る保険料の免除を受けている被保険者は、賞与についても保険料免除の対象となりますが、賞与支払届への記載は必要です。

また、賞与の支払いがない場合でも、賞与支払届総 括表の届出は必要となります。

被保険者賞与支払届については、磁気媒体(CD・DVD)・電子申請での届出も可能です。事業主の皆さまのご希望に応じて、被保険者の氏名などを収録した磁気媒体(CD-RW)が配布されますので、希望される場合は管轄の年金事務所までお申し出ください。



標準賞与額とは

標準賞与額とは、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額です。

標準賞与額には上限が設定されており、健康保険は年間(保険者単位で毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)540万円、厚生年金保険は1回の支給あたり150万円(同じ月に2回以上支給されたときは合算)となっています。

賞与の保険料額

賞与の保険料額は、各被保険者の標準賞与額に、毎月の 保険料と同様の保険料率を乗じて得た額となります(事業 主と被保険者が折半で負担)。

また、子ども・子育て拠出金については、厚生年金 保険の標準賞与額の総額に拠出金率を乗じて計算しま す(全額事業主負担)。

70歳以上の被用者について

70歳以上の被用者に該当する方は、健康保険に係る 賞与支払届のほか「厚生年金保険70歳以上被用者 算 定基礎・月額変更・賞与支払届」を併せて提出してく ださい。

なお、健康保険組合等の加入により、健康保険に係る賞与支払届の提出が不要であっても、「厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出は必要です。

11月は「ねんきん月間は11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、厚生労働省と協力して、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行います。

また、11月30日(いいみらい)は、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らせていただく「年金の日」となっています。ぜひこの機会に「ねんきんネット」をご利用ください。

日本年金機構が行う主な活動は、次のとおりです。

- ●年金相談の窓口として、全国各地で「出張年金相談」を実施します。
- ●職域型年金委員の皆さまを対象とした研修会を開催します。
- 事業所や教育機関(大学・高校)などに出向き、年金制度説明会の開催やパンフレットの配布を 行います。

「ねんきんネット」であなたの年金記録・ 年金見込額が簡単に確認できます! この機会に、未来の生活設計について考えてみませんか?



協会けんぽからのお知らせ



健康経営也

講演 1

~経営者が取組む従業員の健康づくり事業~

健康経営のすすめ』

NPO法人 健康経営研究所理事長

岡田 邦夫 氏

講演 2

『職場における たばこ対策

大阪がん循環器病予防センター



~改正労働安全衛生法(H27年12月施行)~

『ストレスチェックのポイント』

大阪労働局

『康経営』とは

美員等の健康管理を経営的な視点で考 の健康対策に投資を行うことは、効率性向 上、業績向上につながると期待されます

開催日程·会場

平成28年

2月23日(火) 13:30~16:30 (会場) あべのハルカス

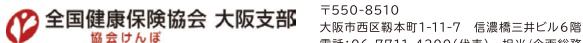
3月 1日(火) 13:00~16:00 〈会場〉 大阪市中央公会堂

3月 7日(月) 13:30~16:30 〈会場〉 難波御堂筋ホール

申込方法)P6、参加申込書をFAXでお申込みください。

主催/ 《 大阪府 / 全国健康保険協会 大阪支部 協力/ 🙌 厚生労働省 大阪労働局





電話:06-7711-4300(代表) 担当/企画総務グループ

協会けんぽからのお知らせ

日程・会場のご案内



【会場】あべのハルカス 25階・貸会議室

大阪市阿倍野区阿倍野1-1-43

【開場】13:00 【開演】13:30

【閉演】16:30(予定)

第2回 平成28年3月1日(火)



【会場】大阪市中央公会堂 中集会室

大阪市北区中之島1-1-27

【開場】12:30

【開演】13:00

【閉演】16:00(予定)

平成28年3月7日(月)

第3回

【会場】難波御堂筋ホール

8階・Aホール

大阪市中央区難波4-2-1 難波御堂筋ビルディング

【開場】13:00 【開演】13:30

【閉演】16:30(予定)

※セミナー内容は、いずれの会場も同じです。※各会場へのご来場は公共交通機関をご利用ください。

FAX 06-7711-4610 参加申込書 【申込締切】平成28年1月29日(金)

希望日程 (ご希望の番号いずれか 1つに〇印を付けてください。)	2.	平成28年2月2 平成28年3月 平成28年3月	1日(火)	〈会場〉 〈会場〉 〈会場〉	あべのハルカス 大阪市中央公会堂 難波御堂筋ホール
事業所名称		〒70,20年3万 証お送り先をご記入・		(五朔/	来が 、「い」主 別が、「い
所在地	₹	-			
ご連絡先	TEL	()	
参加者お名前①					
参加者お名前②					

- ※受付は、先着順とさせていただきます。申込締切後、順次参加証をお送りします。
- ※申込多数の場合は、締切、調整の連絡をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ※ご記入いただいた内容(個人情報含む)は、本セミナーに関する参加申込受付、連絡等の際にのみ使用させていただきます。

☆必要事項をご記入の上、切らずにFAXにてお送りください。

FAX 06-7711-4610

「ねんきんネット」のご利用登録を!

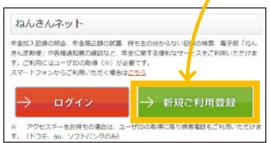
1日本年金機構の ホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ

(http://www.nenkin.go.jp/)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。







- ●登録には基礎年金番号が必要となります。
 - ※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送り した「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。
- ●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話 からもユーザ ID の申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



2 「ねんきんネット」サービス ご利用登録

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザ ID が即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方 アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の 窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お 近くの年金事務所にご相談ください。





「ねんきんネット(申請用トップページ)」 が表示されますので、アクセスキーの う 有無に応じて「ご利用登録」ボタンを クリックしてください。



スマートフォンの方は こちらからアクセスできます。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

Q 検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144

記事提供:日本年金機構・大手前年金事務所・全国健康保険協会大阪支部

発行所:一般財団法人 大阪府社会保険協会 ☎06−6445−3013 〒550−0003 大阪市西区京町堀1−3−13 辰巳ビル2階 http://www.osaka-shahokyo.or.jp/